

# 人権に関する相談窓口など



	相談内容	機関名	相談時間	電話番号等
同人権問題全般	人権全般に関すること 同和問題に関すること	高知地方務局人権擁護課 「みんなの人権110番」	月～金 8:30～17:15 (年末年始(12月29日～1月3日) 祝日を除く)	0570-003-110 (ナビダイヤル)
		高知県子ども・福祉政策部 人権・男女共同参画課		088-823-9804
		高知県教育委員会事務局 人権教育・児童生徒課		088-821-4932
		(公財) 高知県人権啓発センター		088-821-4681
		室戸市人権啓発課		0887-22-5115
女性 ・ 性的指向・性自認	女性が抱える様々な問題や 配偶者などからの暴力に関 すること	高知県女性相談支援センター (配偶者暴力相談支援センター)	電話相談 平日 9:00～22:00 (17:15～18:00は除く) 土日祝日 9:00～20:00 ※年末年始を除く 来所相談(要予約) 平日 9:00～17:15 ※祝日・年末年始を除く 法律相談(要予約) 毎月第2水曜日 14:00～16:00	088-833-0783
			女性の権利侵害に関する相談	女性の人権ホットライン
	女性の様々な悩み、日常生 活のなかで直面する問題、 不安や心配ごとについて	こうち男女共同参画センター 「ソレ」	毎日 9:00～12:00 13:00～17:00(受付～16:00) (第2水曜日・祝日・年末年始除く)	088-873-9555
	LGBTsに関する相談 (にじいろコール) 性的指向、性自認に関する 様々な悩みについて		第4土曜日 13:30～16:30 (祝日・年末年始を除く)	0120-56-2416 (フリーダイヤル)
	男性の悩みや、不安、 ストレスなどについて		毎月第1火曜日、第2金曜日、 第3・4水曜日 (要予約) 18:00～20:00 (祝日・年末年始を除く)	088-873-9100
こども	いじめ、虐待など、こども の人権問題に関する相談	こどもの人権110番	月～金 8:30～17:15	0120-007-110 (フリーダイヤル)
高齢者	認知症についての相談	認知症コールセンター (公社) 認知症の人と家族の会 高知県支部	月～金 10:00～16:00 (年末年始、祝日除く)	088-821-2818
障害者	認知症の人や知的・精神障 害のある人など、自己決定 能力に支援が必要な人々が 自立した地域生活を送れる ための支援について	(社福) 高知県社会福祉協議会 (社福) 室戸市社会福祉協議会	月～金 8:30～17:15 (年末年始、祝日除く)	【高知県】 088-844-9007 【室戸市】 0887-22-1348
		精神障害のある人の保健医療及 び社会復帰などに関すること	安芸福祉保健所(健康障害課)	月～金 8:30～17:15 (年末年始、祝日除く)
感染者	エイズ患者・HIV感染者・ その他感染症に関すること	安芸福祉保健所(健康障害課)	月～金 8:30～17:15 (年末年始、祝日除く)	0887-34-3177
外国人	Human Right Counseling for Foreign nationals 外国語による人権相談	法務省人権擁護局 「外国語人権相談ダイヤル」	平日 (weekdays) 9:00～17:00 (対応言語: 英語、中国語、韓国語、フィ リピン語、ポルトガル語、ベトナム語、ネ パール語、スペイン語、インドネシア語、 タイ語)	0570-090911 (ナビダイヤル)

# 室戸市人権施策基本方針

【第1次改定版】  
概要版



令和5年3月 室戸市

## 「人権」とは

- 一人ひとりが人間らしく生きていくために、生まれながらにして持っている大切な権利です。
- 人が個人として尊重され、安全で安心して安定した生活を送るために欠くことができないものです。

そのため、すべての人の人権が尊重され、相互に共存し得る平和で豊かな社会を実現していくために、自分や他者の生命が守られ、市民一人ひとりの人権尊重の精神の涵養を図っていくことが不可欠です。

## ◆基本方針改定の趣旨◆

本市では、平成18(2006)年に「室戸市人権施策基本方針」を策定し、すべての市民の基本的な人権が尊重される社会づくりの推進に向け、人権教育・啓発活動に取り組んできました。

これまでの、取組により、人権に関する教育・啓発は、学校や地域社会、関係機関・団体等との連携のもとで進められ、人権課題の解決に向けた取組は市民の理解が進むなど一定の成果を得ていますが、差別意識の潜在化傾向がみられる同和問題をはじめ、女性、高齢者、障害のある人などに対する差別や偏見は、今なお存在しています。

また、近年の社会情勢の変化から、「感染症・疾病」、「外国人」、「犯罪被害者等」、「インターネットによる人権侵害」、「災害と人権」、「性的指向・性自認」等の人権課題が顕在化しています。

人権を取り巻く環境が複雑・多様化してきているなか、個別分野における各種の計画との連携を強化するなど、「人権」をキーワードとした全庁的な取組をさらに進めることが求められており、新たな対応策が必要となっています。

このような中、「室戸市人権施策基本方針」の策定から15年以上を経過することから、第1次改定を行うこととしました。

今回の基本方針改定では、新たな人権課題を主要課題として加えるほか、人権に関する国や県の法令・計画等を盛り込むことで、昨今の状況に合わせた内容とし、それぞれの現状と課題、推進方針を明らかなものとししました。

## ◆位置づけ◆

この基本方針は、「室戸市人権尊重の社会づくり条例」第4条の規定に基づき策定するものです。

